



宮 崎 県 公 報

平成25年2月4日(月曜日) 第 2459 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会計課) 1

頁

公 告

○県宮土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 1
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 1
○都市計画の変更の案の縦覧 (2 件) …………… (都市計画課) 2

告 示

宮崎県告示第53号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成25年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消し年月日
都城市姫路町6-21 都城市役所内売店	ミゾグチ商事	平成25年1月11日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、牟田原地区県宮土地改良事業(小林市、経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成25年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成25年2月4日から平成25年3月5日まで
- 縦覧場所
小林市役所農業振興課内

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成25年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-22)第823号	富士工業(株)	河野 武弘	宮崎県宮崎市小戸町69-1	一般	土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成24年12月4日付けで廃業した旨の届	平成24年12月4日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第4159号	日向総合設備(株)	佐藤 誠一	宮崎県日向市大字財光寺287-3	一般	土木工事業、電気工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	平成24年12月14日〃	平成24年12月14日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-22)第4159号	日向総合設備(株)	佐藤 誠一	宮崎県日向市大字財光寺287-3	特定	管工事業	平成24年12月14日〃	平成24年12月14日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-22)第6498号	(株)福井工務店	福井 輝文	宮崎県宮崎市佐土原町下田島7912	特定	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工事業、ほ装工事業	平成24年12月4日〃	平成24年12月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第7066号	(株)ナカマ	仲摩 健宣	宮崎県日向市大字日知屋字亀川17338	一般	土木工事業、とび・土工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業	平成24年12月26日〃	平成24年12月26日(全廃業)

宮崎県知事許可 (般-20)第 12459号	津田工務店	津田 米藏	宮崎県宮崎 市田野町乙 7680-3	一般	建築工事業、大工工事業	平成24年12月 7日〃	平成24年12月7日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 12819号	(株)サンウッド くろもく	黒木 康子	宮崎県日南 市大字楠原 719-7	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装 仕上工事業	平成24年12月 19日〃	平成24年12月19日 (全廃業)

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成25年 2 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
高崎都市計画道路 3・5・5号 旭田中通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
都城市高崎町大字大牟田字鍋越の一部
 - (2) 削除する部分
なし
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城土木部都市計画課
 - (2) 期間
平成25年 2 月 4 日から平成25年 2 月18日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成25年 2 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
高崎都市計画道路 3・4・2号 本町通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
都城市高崎町大字大牟田字平木、字新田、字高坂上、字原村、字今村上のそれぞれ一部
 - (2) 削除する部分
都城市高崎町大字大牟田字平木、字新田、字高坂上、字原村、字今村上、字鍋越のそれぞれ一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城土木部都市計画課
 - (2) 期間
平成25年 2 月 4 日から平成25年 2 月18日まで